

<業務に従事する者と従業者の該当範囲の違い>

	従事する者 ＝「宅建業に従事する者の名簿」に 記載する者 ※専任の宅地建物取引士の設置基 準となる者	従業者 ＝「従業者名簿」に記載される者 ※専任の宅地建物取引士の設置基 準とならない者
代表者 (常勤)	○	○
代表者 (非常勤)	×	○
役員 (常勤)	○	○
役員(常勤)で、宅建業以外の兼業 業務を主として担当する者	×	○
役員 (非常勤)	×	○
宅建業の営業従事者	○	○
宅建業のみを営んでいる場合で、一 般管理部門(経理・事務・総務等) のみの業務を行う者	○	○
兼業をしている場合で、一般管理部 門(経理・事務・総務等)のみの業 務を行う者	× ※ただし、宅建業を主として行っ ている場合は○	× ※ただし、宅建業を主として行っ ている場合は○
宅建業以外の兼業のみに従事する 者	×	×
宅建業の部門に所属し、宅地建物の 取引に直接的な関係が乏しい業務 (秘書、受付、運転手等)に <u>常勤</u> で従事する者	○	○
宅建業の部門に所属し、宅地建物の 取引に直接的な関係が乏しい業務 (秘書、受付、運転手等)に <u>臨時的</u> に従事する者	×	○

備考

- ・○＝該当者、×＝非該当者
- ・監査役はいずれにも該当しません